

緊急時一斉連絡システム導入及び管理運営委託仕様書

1. 業務名

緊急時一斉連絡システム導入及び管理運営委託

2. 契約期間

導入：契約締結日の翌日から令和5年12月31日まで

管理運営：令和6年1月1日から令和6年3月31日まで

※委託上限額 3,962,200円（消費税込）

（内訳）①導入：2,064,700円

②管理運営：1,897,500円（1月あたり632,500円）

※ただし、業務実績が良好かつ②管理運営の内容について変更がない場合は、②の契約を年度単位で更新することができる。

※更新期間は令和10年3月31日までとする。

※更新時の1年あたりの契約金額は、令和5年度の②管理運営に係る1月あたりの金額12ヶ月分とする。

3. 業務内容

江東区教育委員会及び学校等が、緊急時等に保護者等の携帯電話やパソコンに専用アプリ又は電子メールにより情報配信を行うほか、保護者等から学校等へのアンケート回答や配信の既読確認、欠席連絡等を行う機能を持った双方向型の連絡配信システムを運用するために、次の業務を行う。 ※詳細な履行内容は、別紙1「委託内容詳細」のとおりとする。

(1) 次の機能を有した連絡配信システムの導入および管理運営

- ① 専用アプリ及び電子メールによる情報一斉配信機能
- ② システム管理機能
- ③ 利用者登録機能
- ④ 利用者応答機能
- ⑤ 欠席・遅刻等連絡機能
- ⑥ 健康連絡帳機能
- ⑦ その他提案する機能

(2) サーバ及びシステムの保守管理及び障害対応

(3) システム運用状況の報告

(4) マニュアル等の作成（管理者等向け、利用者向け）

(5) 学校等管理者向け説明会の実施

(6) その他、本業務履行に際し、採用された事項

4. 履行場所

別紙2のとおり

5. セキュリティ対策

- (1) 別紙3「外部サービスの利用におけるセキュリティ要件」に示すセキュリティ要件を満たしていること。
- (2) 各種運用アカウントが管理画面に対して行った操作を、アクセスログとして管理画面上から確認できること。管理画面上から確認可能なログの保存期間は3か月間とする。
- (3) Webサイトのウイルス感染、ウイルスメールの配信等により、閲覧者または受信者に不具合を生じた場合、それよりに生じた補償等は、受託者が対処すること。

6. 作業の実施及び内容の変更

- (1) 受託者は保守等の作業を実施する際に3. 業務内容の(1)が利用停止となる場合には事前に教育委員会に申し出、教育委員会と協議すること。
- (2) 受託者は、教育委員会が作業内容を変更する必要があると認めるときは、その協議に応じなければならない。
- (3) 受託者は、作業内容を変更する必要があるときは、速やかにその旨を教育委員会に申し出、教育委員会と協議しなければならない。

7. 瑕疵担保期間に関する事項

最終検収日から12ヶ月を瑕疵担保期間とし、納入した成果物に瑕疵が発見された場合には、無償にて瑕疵を補修することとする。

8. 成果物

導入：①緊急時一斉連絡システム1式、②管理者向け操作マニュアル1式、③利用者向け登録手順書1式、④説明会用資料1式

管理運営：⑤月次システム運用状況レポート（運用稼働後毎月末に提出すること）

※①を除く成果物は、PDF等の電子データにより提供すること。

9. 契約種別

総価契約とする。

10. 支払方法

導入：履行検査完了後、受託者の請求により一括で支払う。

管理運営：毎月の業務完了後、受託者の請求により月額払い3回で支払う。

1 1. その他

(1) 個人情報の取扱いについて

本業務の受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することの無いよう、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を厳守すること。

(2) 著作権等

本システム、関連ドキュメント等に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する作者の権利（以下、「著作権」という。）は、乙に帰属する。ただし、各種ドキュメント等の成果物の著作権及び所有権は甲に帰属する。

(3) 賠償責任

乙の責に帰すべき理由により、保証する動作が正常に行われず、これに起因して現実に損害が発生した場合、乙は甲に対して損害賠償の責任を負う。

(4) 留意事項

本委託の履行に当たり、受託者は江東区情報セキュリティポリシー及びその他関係法令を遵守すること。また、本委託により利用する外部サービスが別紙3「外部サービスの利用におけるセキュリティ要件」に示すセキュリティ要件を満たしていること。

(5) 本システムのサービス変更または終了について

本契約内容が履行できないと判断される場合は遅くても変更日もしくは終了日の2年前に報告すること。

(6) その他

本仕様書に記載されていない事項については、江東区教育委員会と受託者により協議し、業務を遂行するものとする。

1 2. 担当者

江東区教育委員会事務局庶務課教育政策調整係 井原
連絡先 03（3647）8542

委託内容詳細

内容	基本仕様
システム全般	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録・メッセージ配信・年度更新作業等のサービスを実施するとともに、適正な情報管理を行い、安定したシステム運用を行うこと。 ・携帯電話及びパソコン等での利用に対応可能なシステムとすること。 ・業務遂行にあたっては、特に個人情報の保護に留意すること。 ・サービス提供開始から最低5年間の運用を保証すること。また、当該事業を撤退する場合には、サービス停止の2年前までに通知すること。 ・システムの導入・設定及び運営・管理について、第三者に委託することなく受託者側で行うこと。 ・システムの軽微な修正について区から求めがあったときは、区と協議のうえ、対応すること。
メール配信エンジン	<ul style="list-style-type: none"> ・メール利用者に対してメッセージ配信を行うメール配信エンジンは、災害発生時などの緊急時にも利用者に対して速やかに情報を届けるための十分な配信性能を備えていること。 ・専用のメールサーバを用意すること。また、サーバは2台以上の構成により冗長化されていること。 ・携帯キャリアごとの受信ブロック、配信数制限を随時回避し、多数のIPアドレスから分散して送信するなど「迷惑メール対策」に配慮がされていること。 ・エラーメールの原因を10種類程度判定し、表記する仕組みがあること。
専用アプリ	<ul style="list-style-type: none"> ・Google Playストア、App Store からダウンロードしてインストールできること。 ・対応するバージョンについてはAndroid7.0以上、iOS12以上であること。
メッセージ配信機能	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、登録利用者全体に配信が行えること。 ・学校等は、その学校等に登録した利用者に対して配信が行えること。 ・メッセージを配信する際は、児童・生徒・園児の学年・学級、その他グループ情報によって絞り込みを行ったうえで配信ができること。 ・日時を指定した予約配信が行えること。 ・メッセージにはファイルを添付することができること。 ・学校等ごとにテンプレートを作成することができ、定型的なメッセージ配信に活用できること。 ・配信履歴の内容をコピー引用し新規メッセージの作成ができること。 ・作成途中のメッセージの保存が行えること。 ・特定のメッセージに対し、利用者の既読確認を行いたい場合は、メッセージ配信画面にて既読確認設定を行うことができること。 ・メッセージ配信結果の確認が行えること。また、確認結果から利用者を絞り込み、CSV形式でダウンロードできるほか、メッセージを再送信することができること。 ・配信履歴、または配信予約中メッセージの閲覧が行えること。
システム管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、学校等管理者、教職員それぞれの運用アカウントは、その役割範囲と権限に応じた専用の管理者画面機能が用意されていること。また、各アカウントはIDとパスワードにより管理されること。 ・IDを個人ごとに割り当てることができること。また、不要となったアカウントを削除または無効化できること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・各アカウントの権限に応じてアクセスできる機能は、区担当者と協議のうえ、決定するものとする。 ・学校等の追加・削除及び名称変更が行えること。 ・児童・生徒・園児の登録情報として、学年・学級のほか任意のグループを設定できること。 ・学校等ごとに登録利用者一覧と利用者数の集計値、児童・生徒・園児一覧を確認できること。
利用者登録機能	<ul style="list-style-type: none"> ・1名の児童・生徒・園児・教職員等を1アカウントとし、最大で40,000アカウント分に対応すること。 ・1つのアカウントに対して、2名以上の連絡者が登録できること。この登録された連絡者は、アカウント数として数えない。 ・登録には、児童・生徒・園児ごとに発行されるIDを必要とすること。 ・利用者が自由に登録解除できること。 ・教育委員会は、管理者画面から利用者の登録・変更・解除を行うことができること。 ・利用者登録情報は、個人情報として適切な管理を行うこと。 ・保護者が一度登録したら卒業するまで毎年度登録作業や確認作業を必要としないこと。 ・学年、学級を一括更新できる仕組みがあること。 <p>【アプリの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、専用アプリのインストール後、QRコード等から検索し登録することでメッセージを受け取ることができること。 <p>【メールの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、発行されるメールアドレスに空メールを送信し、返信メールに記載された登録用ページにアクセスすることで、メッセージをメールで受け取ることができること。 ・登録または設定変更が完了した場合は、登録完了メールを配信すること。
利用者応答機能	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを作成し、メッセージ配信できること。 ・アンケートの回答状況を確認することができること。さらに、未回答の利用者を絞り込んでメッセージ配信できる仕組みがあること。 ・アンケートの回答内容の集計値を把握できる画面と、各回答者の回答内容を一覧で確認できる画面が用意されていること。
欠席・遅刻等連絡機能	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等が学校等に欠席・遅刻等連絡を送信できること。 ・欠席・遅刻等連絡が送信された場合、管理画面上で管理者等に通知され、欠席・遅刻等者の一覧を確認することができること。また、欠席・遅刻等連絡一覧の出力や学年・学級・欠席種別等による検索・抽出ができること。
健康連絡帳機能	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等が学校等に健康連絡を送信できること。 ・健康連絡が送信された場合、管理画面上で管理者等に通知され、健康連絡送信者の一覧を確認することができること。また、健康連絡送信者一覧の出力や学年・学級・設問種別等による検索・抽出ができること。
保守体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等からのシステム運用・操作に関する問い合わせに対応するヘルプデスクを設置すること。 ・利用者からのシステム利用に関する問い合わせに対応するコールセンターを設置すること。 ・システム障害時に365日体制で電話を受け付ける緊急窓口を用意すること。 ・24時間365日体制でシステムを監視し、システム障害発生時には速やかに

	復旧できる体制が整備されていること。
システム運用状況の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用状況等について、月1回（月末締め）報告すること。 ・障害または事故等の非常事態が発生した場合、遅滞なく速やかに区へ報告を行い、対応を協議すること。また、障害が復旧した場合も速やかに報告すること。 ・システムの管理及び運用状況に関して区が報告または監査の実施を求めた場合、誠実に対応すること。
マニュアル等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・各管理者向けの操作マニュアルを作成すること。 ・専用アプリ及びメールでの登録手順などを記載した利用者向けの登録手順書を作成すること。 ・登録に必要なIDが記載された個別の通知書を作成できること。
説明会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・導入にあたっては、学校等管理者向けの説明会を開催すること。 ・説明会はオンライン（Zoom）による開催ができること。 ・全学校・園を説明会の対象とする。説明会の開催方法、回数は、教育委員会と協議のうえ決定する。

別紙：履行場所

(1) 江東区教育委員会事務局

所在地：江東区東陽 4-11-28 電話番号：03-3647-9111 (代表)

(2) 区立小学校 45 校

No.	校名	所在地	電話番号
1	明治小学校	南砂 2-3-13	3641-0550
2	深川小学校	高橋 14-10	3631-2209
3	八名川小学校	新大橋 3-1-15	3631-2260
4	臨海小学校	門前仲町 1-1-6	3641-0403
5	越中島小学校	越中島 3-6-38	3643-9650
6	数矢小学校	富岡 1-18-7	3642-0476
7	平久小学校	木場 1-2-2	3644-0374
8	東陽小学校	東陽 3-27-12	3644-0406
9	南陽小学校	東陽 2-1-20	3649-3461
10	川南小学校	千石 2-9-12	3647-0574
11	扇橋小学校	石島 18-5	3647-0571
12	元加賀小学校	白河 4-3-19	3641-0601
13	毛利小学校	毛利 2-2-2	3631-1647
14	東川小学校	住吉 1-12-2	3631-5508
15	豊洲小学校	豊洲 4-4-4	3531-7788
16	豊洲西小学校	豊洲 5-1-35	3534-2821
17	豊洲北小学校	豊洲 3-6-1	3533-9862
18	東雲小学校	東雲 2-4-11	3529-1451
19	有明小学校	有明 2-10-1	3527-5101
20	枝川小学校	枝川 3-5-3	3644-4941
21	辰巳小学校	辰巳 1-11-1	3521-1164
22	第二辰巳小学校	辰巳 1-1-22	3521-3803
23	第一亀戸小学校	亀戸 2-5-7	3684-4300
24	第二亀戸小学校	亀戸 6-36-1	3684-4303
25	香取小学校	亀戸 4-26-22	3684-4306
26	浅間竪川小学校	亀戸 9-22-4	3684-4311
27	水神小学校	亀戸 5-22-22	3681-1952
28	第一大島小学校	大島 2-41-4	3684-4312
29	第二大島小学校	大島 5-52-15	3684-4315
30	第三大島小学校	大島 9-5-3	3681-9204

31	第四大島小学校	大島 6 - 7 - 8	3681-9935
32	第五大島小学校	大島 8 - 4 0 - 1 3	3681-5011
33	大島南央小学校	大島 4 - 1 8 - 5	3636-2116
34	砂町小学校	北砂 4 - 1 3 - 2 3	3644-0703
35	第二砂町小学校	東砂 7 - 1 7 - 3 0	3640-5322
36	第三砂町小学校	南砂 6 - 3 - 1 3	3646-4471
37	第四砂町小学校	南砂 2 - 1 3 - 1 8	3644-0348
38	第五砂町小学校	東砂 8 - 1 1 - 5	3646-4474
39	第六砂町小学校	北砂 6 - 2 6 - 6	3646-4462
40	第七砂町小学校	東砂 3 - 2 1 - 5	3644-0543
41	小名木川小学校	北砂 5 - 2 2 - 1 0	3644-2029
42	東砂小学校	東砂 2 - 1 2 - 1 4	3648-5818
43	北砂小学校	北砂 1 - 3 - 3 6	3649-3463
44	南砂小学校	南砂 2 - 3 - 2 1	3645-5008
45	亀高小学校	北砂 5 - 2 0 - 1 6	3640-5324

(3) 区立中学校 23校

No.	校名	所在地	電話番号
1	深川第一中学校	森下 4 - 9 - 2 2	3631-3241
2	深川第二中学校	冬木 2 2 - 1 0	3641-2877
3	深川第三中学校	越中島 3 - 7 - 1	3641-5948
4	深川第四中学校	千石 1 - 1 2 - 1 2	3644-3077
5	深川第五中学校	豊洲 4 - 1 1 - 1 8	3531-7785
6	深川第六中学校	平野 3 - 6 - 1 3	3642-4868
7	深川第七中学校	毛利 1 - 1 4 - 1	3631-5990
8	深川第八中学校	塩浜 2 - 2 1 - 1 4	3647-0581
9	有明中学校	有明 2 - 1 0 - 1	3527-8261
10	辰巳中学校	辰巳 1 - 1 0 - 5 7	3521-8581
11	東陽中学校	東陽 2 - 1 - 8	3645-2381
12	亀戸中学校	亀戸 9 - 2 - 2	3681-0246
13	第二亀戸中学校	亀戸 4 - 5 1 - 1	3681-7906
14	第三亀戸中学校	亀戸 1 - 1 2 - 1 0	3684-4320
15	大島中学校	大島 8 - 1 2 - 2 2	3684-4321
16	第二大島中学校	大島 3 - 2 7 - 1 8	3685-1681
17	大島西中学校	大島 4 - 1 - 2 3	3636-4591
18	砂町中学校	北砂 6 - 1 6 - 2 8	3644-3096
19	第二砂町中学校	東砂 8 - 1 0 - 9	3646-4464
20	第三砂町中学校	南砂 3 - 1 0 - 3	3646-4477

21	第四砂町中学校	北砂 5-20-17	3644-0569
22	南砂中学校	南砂 2-3-20	3649-2152
23	第二南砂町中学校	南砂 1-2-18	3699-1591

(4) 義務教育学校 1 校

No.	園 名	所在地	電話番号
1	有明西学園	有明 1-7-13	(前期)3527-6401 (後期)3527-6403

(5) 区立幼稚園 17 園

No.	園 名	所在地	電話番号
1	平久幼稚園	木場 1-2-2	3645-6260
2	南陽幼稚園	東陽 2-1-14	3649-1077
3	つばめ幼稚園	扇橋 3-20-13-101	3649-1841
4	元加賀幼稚園	白河 4-9-17	3641-1778
5	豊洲幼稚園	豊洲 4-4-4	3531-9272
6	枝川幼稚園	枝川 3-4-1-101	3615-1333
7	辰巳幼稚園	辰巳 1-11-1	3521-2187
8	ちどり幼稚園	古石場 1-11-11	3642-1460
9	ひばり幼稚園	東雲 2-4-1-103	3529-1454
10	第一亀戸幼稚園	亀戸 2-5-7	3685-8227
11	第二亀戸幼稚園	亀戸 6-36-1	3684-1894
12	大島幼稚園	大島 5-38-1	3684-3396
13	第三大島幼稚園	大島 7-39-2-101	3685-5945
14	第五砂町幼稚園	東砂 7-5-27	3644-2209
15	東砂幼稚園	東砂 4-20-1	3644-1942
16	なでしこ幼稚園	北砂 5-20-7-102	3640-7275
17	みどり幼稚園	南砂 2-3-3-101	3649-5840

外部サービスの利用におけるセキュリティ要件

No	セキュリティ対策
1	受託者は情報セキュリティに関して十分な知識があること。
2	ライセンス違反等がないよう必要な数だけアカウントを準備すること。
3	利用する端末にセキュリティ対策（ユーザ認証・ウィルス対策・デバイス管理・Web フィルタリング等）を行っていること。
4	外部サービスを利用する端末に機微なデータが保存されない対策を行っていること。
5	外部サービスで使用する時刻は、標準時刻と同期していること。
6	ユーザが特別な知識を必要とせず、直感的に利用できるシンプルなデザインの画面や操作性となっていること。
7	サービスの稼働率は概ね 99.9%であること。
8	データのバックアップ及びリストアができること。 バックアップのタイミング（日時：フル） 保存世代：1 か月間
9	障害発生時にシステム及びデータの復旧方法や復旧時間等の目標を定めていること。
10	システム及びネットワークが冗長化されていること。
11	インシデント等の検証に必要なログを提供できること。
12	サービス終了時に保存データ（事業者の複製データも含む）を消去する際は、実効性を確保でき、データが復元不可能となる処置を講じること。
13	サービス終了時は利用者アカウントや管理者アカウント等を削除できること。
14	第三者認証（ISMAP 登録や ISO27017 による認証等）や情報セキュリティ監査の結果等を有していること。
15	システムを事業者が構築する場合、事業者内において適切なセキュリティ管理体制（職員の資格取得や研修等）がとられていること。
16	重要な操作（仮想化されたデバイスのインストールや変更・削除、バックアップ・リストア、サービス終了時など）に関して、手順が文書化されていること。
17	システムを事業者が構築する場合、管理者等のアカウントは適切に管理（パスワード管理や多要素認証、アクセス権限、終了時の削除など）されていること。
18	再委託や第三者の外部サービス利用がある場合、上記No.15 と同様に再委託先等の情報セキュリティ対策を実施していること。
19	データはすべて国内に保存されること。 （データが保存されているサーバは国内に設置されていること）
20	データセンターの防災対策や入退室管理・監視体制が整っており、サービス利用において安全な設備になっていること。
21	事業者または区がインシデントを検知した際、事業者から区、区から区 CSIRT への連絡・報告体制が取れていること。

22	サービスのサポート体制や窓口、受付時間がサービス利用において十分なものになっていること。
23	情報の盗聴、改ざん等を防止するため、TLS による通信の暗号化がされていること。
24	ISO 27017 の第三者認証または SOC 報告書によるセキュリティ管理体制を確認できること。
25	サービス提供側にファイアウォールによる外部・内部からの不正アクセスを防止措置が施されていること。
26	サービス提供側に IPS/IDS や WAF による不正通信やマルウェアの発見・遮断措置が施されていること。 対策内容：IPS ・ IDS ・ WAF ・ マルウェア検知
27	盗難・改ざん等の防止のため、保存されたデータは暗号化されていること。
28	不必要なアクセスがされないよう、情報資産・機能に対して、各利用者に必要最低限のアクセス権のみ付与すること。
29	ID/PW による認証を行うこと。